

新 旧 対 照 表

新	旧																										
山口県機械設備工事積算要領（令和6年4月）																											
<p>第4章 単価、価格等 9 改修工事の取扱い (4) 改修工事の積算にあたっての留意事項 山口県建築工事積算要領による。</p> <p>表3 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執務状態の区分</th> <th style="width: 15%;">単価の適用</th> <th style="width: 70%;">使用する単価及び補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全館無人改修</td> <td style="text-align: center;">基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">執務並行改修</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">基準補正単価</td> <td>○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20</td> </tr> <tr> <td>○市場単価×改修補正率(表M-1)</td> </tr> <tr> <td>○補正市場単価×改修補正率(表M-1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 執務並行改修における単価の適用は、表M-1の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p> <p style="text-align: right;">【出典】積算基準等資料</p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	執務並行改修	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20	○市場単価×改修補正率(表M-1)	○補正市場単価×改修補正率(表M-1)	<p>第4章 単価、価格等 9 改修工事の取扱い (4) 改修工事の積算にあたっての留意事項 山口県建築工事積算要領による。</p> <p>表3 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執務状態の区分</th> <th style="width: 15%;">単価の適用</th> <th style="width: 70%;">使用する単価及び補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全館無人改修</td> <td style="text-align: center;">基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">執務並行改修</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">基準補正単価</td> <td>○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20</td> </tr> <tr> <td>○市場単価×改修補正率(表M-1)</td> </tr> <tr> <td>○補正市場単価×改修補正率(表M-1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 執務並行改修における単価の適用は、表M-1の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。 <u>2. 複合単価とは、第4章3(2)による。</u> <u>3. ここでいう市場単価には、第4章7(1)における材工単価を含む。</u></p> <p style="text-align: right;">【出典】積算基準等資料 <u>(上表注2.及び注3.を除く)</u></p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	執務並行改修	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20	○市場単価×改修補正率(表M-1)	○補正市場単価×改修補正率(表M-1)
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正																									
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
執務並行改修	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20																									
		○市場単価×改修補正率(表M-1)																									
		○補正市場単価×改修補正率(表M-1)																									
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正																									
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
執務並行改修	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20																									
		○市場単価×改修補正率(表M-1)																									
		○補正市場単価×改修補正率(表M-1)																									
<p>[改定、改訂について]</p> <p>1. 本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>※訂正履歴 令和6年4月30日 個別単価に係る字句修正 令和6年8月1日 一般管理費等の区分を削除 <u>令和6年9月1日 注意書きを削除</u></p>	<p>[改定、改訂について]</p> <p>1. 本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>※訂正履歴 令和6年4月30日 個別単価に係る字句修正 令和6年8月1日 一般管理費等の区分を削除</p>																										